

令和元年度

敦賀市財政資金不足比率
審査意見書

敦賀市監査委員

監 第 33 号
令和2年8月24日

敦賀市長 渕 上 隆 信 殿

敦賀市監査委員 安 久 彰

同 中 村 淳

同 有 馬 茂 人

令和元年度敦賀市財政資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和元年度資金不足比率について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

目 次

第1 審 査 の 対 象	1
第2 審 査 の 期 間	1
第3 審 査 の 方 法	1
第4 審 査 の 結 果	1
第5 審 査 意 見	
敦賀市港湾施設事業特別会計	2
敦賀市産業団地整備事業特別会計	3
市立敦賀病院事業会計	4
敦賀市水道事業会計	5
敦賀市下水道事業会計	6

令和元年度敦賀市財政資金不足比率の審査意見について

第1 審査の対象

資金不足比率

第2 審査の期間

令和2年7月27日から令和2年8月3日まで

第3 審査の方法

審査は、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて作成され、資金不足比率を適正に表示しているか否かにつき、公債台帳、交付税台帳、その他関係諸帳票と照合するとともに、関係職員から説明を聴取する等によりこれを実施した。

第4 審査の結果

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成されており、資金不足比率は正確であり内容も適正なものと認める。

なお、対象となる会計に資金不足はないが、一般会計からの基準外の繰入額により収支の均衡を確保している会計もあるので、少しでも基準外繰入の減額に繋がるよう歳入の確保と歳出の削減に努めていただきたい。

第5 審査意見

＜敦賀市港湾施設事業特別会計＞

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令 和 元 年 度	参 考	備 考
		経営健全化基準	
資金不足比率	—	20.0%	—

*資金不足比率は、黒字である場合「－」で表示される。

(2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市港湾施設事業特別会計の経営健全化審査における資金不足比率を審査した結果、歳入額 23,420 千円（うち一般会計より繰入額 3,083 千円）、歳出額 23,420 千円で、差引 0 円となり、資金不足はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

<敦賀市産業団地整備事業特別会計>

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令 和 元 年 度	参 考	備 考
		経営健全化基準	
資金不足比率	—	20.0%	—

*資金不足比率は、黒字である場合「－」で表示される。

(2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市産業団地整備事業特別会計の経営健全化審査における資金不足比率を審査した結果、歳入額 672,034 千円（うち一般会計より繰入額 29,630 千円）、歳出額 672,034 千円で、差引 0 円となり、資金不足はない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

<市立敦賀病院事業会計>

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令 和 元 年 度	参 考	備 考
		経営健全化基準	
資 金 不 足 比 率	—	20.0%	—

*資金不足比率は、黒字である場合「—」で表示される。

(2) 審査意見

資金不足比率について

市立敦賀病院事業会計の経営健全化審査における資金不足比率を審査した結果、流動資産 4,042,949 千円、建設改良費等の財源に充てるための企業債等を除いた流動負債 852,935 千円で、差引 3,190,014 千円の資金剰余額がある。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

＜敦賀市水道事業会計＞

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令 和 元 年 度	参 考	備 考
		経営健全化基準	
資金不足比率	—	20.0%	—

*資金不足比率は、黒字である場合「－」で表示される。

(2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市水道事業会計の経営健全化審査における資金不足比率を審査した結果、流動資産 1,265,258 千円、建設改良費等の財源に充てるための企業債等を除いた流動負債 71,719 千円で、差引 1,193,539 千円の資金剰余額がある。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

＜敦賀市下水道事業会計＞

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比 率 名	令 和 元 年 度	参 考	備 考
		経営健全化基準	
資金不足比率	—	20.0%	—

*資金不足比率は、黒字である場合「－」で表示される。

(2) 審査意見

資金不足比率について

敦賀市下水道事業会計の経営健全化審査における資金不足比率を審査した結果、流動資産 609,707 千円、建設改良費等の財源に充てるための企業債等を除いた流動負債 374,182 千円で、差引 235,525 千円の資金剰余額がある。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。